

(予防) 訪問リハビリテーション利用料金一覧表

<2024年6月1日改定>

○基本利用料

費目	1割(円)	2割(円)	3割(円)	単位	備考
訪問リハビリテーション費	325円	650円	975円	1回あたり	1単位: 10.55円
介護予防 訪問リハビリテーション費	315円	629円	943円	1回あたり	1単位: 10.55円

※上記の金額は1回当たりの金額ですが、実際の精算時には端数処理により金額の違いが生じます。

○加算利用料（保険給付の自己負担分）

費目	1割	2割	3割	加算	内容の説明
リハビリテーション マネジメント加算 (イ)	190円	380円	570円	1月 あたり	医師等多職種によるリハビリテーション会議で利用者の情報を共有し医師による説明や個別のリハビリテーション計画を定期的に見直し、理学療法士等が居宅介護支援専門員に自立支援に関する情報提供を行い、理学療法士等が居宅を訪問し、居宅サービス関係者又はご家族に日常生活の留意点や介護指導を <u>リハビリ職員</u> が行った場合に加算されます。
リハビリテーション マネジメント加算 (ロ)	225円	450円	675円	1月 あたり	リハビリテーションマネジメント加算(A)イの要件に加え、利用者毎のリハビリ計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリの提供に当たり当該情報を有効活用している場合に加算されます。
リハビリテーション マネジメント加算 医師の説明あり	285円	570円	855円	1月 あたり	上記のリハビリテーションマネジメント加算において、事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合に加算されます。
短期集中 リハビリテーション 実施加算	211円	422円	633円	1回 あたり	退院・退所直後又は初めて要介護認定を受けた後から起算して3ヶ月以内の期間、短期集中的に、リハビリテーションを実施した場合に加算されます。

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	7円	13円	21円	1回あたり	リハビリ職員の勤続年数が7年以上の者が1名以上いる場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	4円	7円	10円	1回あたり	リハビリ職員の勤続年数が3年以上の者が1名以上いる場合に加算されます。
移行支援加算	18円	36円	54円	1回あたり	評価対象期間において当訪問リハビリテーションの提供を終了した方のうち指定通所介護等、その他社会参加に資する取組を実施する方の占める割合が5%を超えていること。 また、社会参加の期間が3月以上継続される見込みの場合に加算されます。
退院時共同指導加算	633円	1,266円	1,900円	退院後 1回限り	病院又は診療所に入院中の者が退院するにあたり、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士が退院前のカンファレンスに参加し、退院時共同指導(病院又は診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者との間で当該者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、当該者又はその家族に対して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅での通所リハビリテーションに反映させる)を行った後に、当該者に対する初回の指定通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り加算されます。
事業所医師診療を行わなかった減算	▲53円	▲106円	▲159円	1回あたり	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合に減算されます。

※ 上記の金額は1日当たりの金額ですが、実際の精算時には端数処理によりの金額の違いが生じます。

- ・ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者が直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

(2) 介護保険給付対象外サービス

種類	内容	利用料
交通費	2-(4)の事業の実施地域以外の地域にお住まいの方	実費をご負担頂きます。

